

共 済 だ よ り

# KYOSAI

Yamaguchi



大平山山頂から望む初日の出(防府市)

|                          |    |
|--------------------------|----|
| <b>新年のごあいさつ</b>          | 2  |
| <b>年金学校</b>              | 3  |
| <b>新しく年金受給者になる皆さんへ</b>   | 4  |
| <b>被扶養者の資格調査を終えて</b>     | 6  |
| <b>入学貸付・修学貸付のご案内</b>     | 9  |
| <b>平成22年度人間ドック</b>       | 10 |
| <b>平成20年度の特定健診・指導の報告</b> | 11 |

# 新年のごあいさつ



理事長  
中村 秀明

新年あけましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、山口県では県央部を中心に記録的な集中豪雨に見舞われ、改めて、被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

私は、昨年四月に理事長にご推挙いただき、その重責を担うこととなりました。この間、日本経済は引き続き不安定な状況が続き、八月の総選挙では政治環境が大きく変化をしたため、私たちの共済制度を取り巻く環境も先行き不透明な状況となり、改めてその使命の重大さを痛感しております。

総選挙後の政権交代により大きな時代の変革期を迎えることとなりましたが、社会保障費が毎年増え続けている今日のこの状況は、避けて通ることはできない重大な問題となっております。この問題は、私たちの共済制度においても年金、医療を中心に大きな影響が出てくることが予想されることです。

年金改革においては、持続可能な制度の構築を柱とした一連の年金改革法が廃案となったため、今後は民主党を中心とした連立政権の下で改革が進められます。改革の方向としては、新たな一元的で公平な制度として「所得比例年金」「最低保障年金」を掲げていますが、まだ具体的な改革の道筋が示されていません。また、医療制度改革においても後期高齢者医療制度の廃止、医療保険制度の一元的運用を掲げており、これらの動向には十分注意を払い適切に対応してまいります。

その他保健事業、各施設経営についても厳しい社会経済状況のもとで多くの課題をかかえておりますが、組合会議員の皆様のお知恵もお借りしながら、他の役員の皆様ともども共済組合の健全運営と発展を図るため最善の努力を尽くす所存でありますので皆様の相変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、各地方公共団体のご発展と、組合員とご家族の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

## 謹賀新年



|        |                  |
|--------|------------------|
| 理事長    | 中村 秀明 (阿武町長)     |
| 理事     | 古木 哲夫 (和木町長)     |
| 〃      | 福田 良彦 (岩国市長)     |
| 〃      | 森本 正宏 (山口市職員)    |
| 〃      | 新莊 宏昭 (岩国市水道局職員) |
| 〃      | 中野 敏彦 (宇部市職員)    |
| 〃      | 山田 健一 (平生町長)     |
| 〃      | 豊村 雄二 (美祢市職員)    |
| 〃      | 久保田 后子 (宇部市長)    |
| 〃      | 松浦 正人 (防府市長)     |
| 〃      | 市川 熙 (光市長)       |
| 〃      | 井原 健太郎 (柳井市長)    |
| 〃      | 村田 弘司 (美祢市長)     |
| 〃      | 柏原 重海 (上関町長)     |
| 〃      | 酒井 正樹 (柳井市職員)    |
| 〃      | 西村 徹也 (下松市職員)    |
| 〃      | 佐川 正英 (周南市水道局職員) |
| 〃      | 福島 盛雄 (萩市職員)     |
| 〃      | 坪野 隆之 (下関市職員)    |
| 〃      | 藤井 郁男 (周防大島町職員)  |
| 〃      | 松下 幸司            |
| 〃      | 平岡 久             |
| 学識経験監事 |                  |
| 事務局長   | 外 職員一同           |



# 年金学校 初心者教室



年金がいつからもらえるか知っておこう!!

今回は、退職共済年金をいつから受給できるかについて勉強します。

### 【参考】

本来、退職共済年金の支給開始年齢は65歳と定められています。しかし、特例で、生年月日により下図のようなスケジュールで支給開始年齢を段々と65歳に近づけていくこととされています。

また、公務員期間が1年未満の方は、この特例が適用されないため、生年月日にかかわらず65歳からの受給になります。



あなたは、いつから退職共済年金を受給できますか？  
生年月日により支給開始年齢が異なりますので、ご確認ください。

|                            | ▽60                    | ▽61 | ▽62 | ▽63 | ▽64    | ▽65          |
|----------------------------|------------------------|-----|-----|-----|--------|--------------|
| S22年4月2日～S24年4月1日生まれの一般組合員 | 退職共済年金(60歳から) 【給与比例部分】 |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     | 【定額部分】 | 国民年金(老齢基礎年金) |
| S24年4月2日～S28年4月1日生まれの一般組合員 | 退職共済年金(60歳から)          |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     |        | 国民年金(老齢基礎年金) |
| S28年4月2日～S30年4月1日生まれの一般組合員 | 退職共済年金(61歳から)          |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     |        | 国民年金(老齢基礎年金) |
| S30年4月2日～S32年4月1日生まれの一般組合員 | 退職共済年金(62歳から)          |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     |        | 国民年金(老齢基礎年金) |
| S32年4月2日～S34年4月1日生まれの一般組合員 | 退職共済年金(63歳から)          |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     |        | 国民年金(老齢基礎年金) |
| S34年4月2日～S36年4月1日生まれの一般組合員 | 退職共済年金(64歳から)          |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     |        | 国民年金(老齢基礎年金) |
| S36年4月2日以降生まれの一般組合員        | 退職共済年金(65歳から)          |     |     |     |        |              |
|                            |                        |     |     |     |        | 国民年金(老齢基礎年金) |

### ◆ワンポイントアドバイス

- ・共済年金の支給開始年齢に男女の差はありません。(厚生年金は支給開始年齢に男女差があります。)
- ・在職中の退職共済年金は基本的に支給停止になります。
- ・65歳でああなたの年金は満額の年金額になります。さらに、65歳から加給年金額が加算される可能性があります。
- ・65歳より前に繰上げて受給することもできます。(繰上げ受給については今後、教室で紹介します。)

### 注意!

この「年金学校 初心者教室」では一般的な事例のみを取り扱います。なお、年金制度には特例や経過措置などが多数ありますので、一般的な事例に該当しない場合はお問い合わせください。

例) 公務員期間が44年以上ある方や、障害がある方は退職共済年金(給与比例部分)の支給開始とあわせて定額部分(国民年金相当部分)も支給されます。  
また、特定消防組合員の方は6年遅れで支給開始年齢が引き上げられます。

### 次回予告

65歳から加算される加給年金額とは？

○ 疑問・質問・ご意見をお寄せください ○

〒753-8529

山口市大手町9番11号

山口県市町村職員共済組合 年金課

電話 083-925-6550 F A X 083-921-1228

自習をされる方は全国市町村職員共済組合連合会のホームページ内の年金給付事業をご覧ください。

# 新しく退職共済年金の 受給権者になる皆さんへ

60歳になると特例による退職共済年金の受給権が発生し、受給権発生翌月から年金が支給されることとなります。基本的に在職中は給料との調整により年金の支給が停止となりますが、退職されれば支給が開始となります。

受給開始後の主な手続等についてお知らせします。

ご不明な点につきましては、共済組合年金課までお問い合わせください。TEL:083-925-6550

## 【共済組合から願う主な手続】

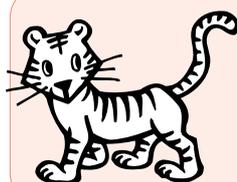


| 手続内容                | 何のために行うの？  | 対象者は？  | 必要な手続は？  | 必要な添付書類は？                            |
|---------------------|--|--|--|--------------------------------------|
| 公的年金の所得税の源泉徴収に係る申告  | 年金には所得税がかかることから、その所得税を年金から源泉徴収させていただく場合に、税控除対象の申告が必要になるため。           | 退職共済年金の受給者のうち、年金額が108万円以上(65歳以上の方で老齢基礎年金受給がある場合は80万円以上、老齢基礎年金の受給が無い場合は158万円以上)である方 | 毎年10月中旬に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。                                     |                                      |
| 年金受給者に対する受給権の調査     | 年金の受給権があるかどうかの調査が必要なため。  | 住民基本台帳ネットワークで必要事項が確認できない方及び加給年金額対象者や障害の程度について調査が必要な方                               | 誕生月に「現況届」を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。  | 確認内容によって、診断書など                       |
| 加給年金額の加算に係る調査       | 加給年金額の加算対象となる方(65歳未満の配偶者等)がいるかどうかの調査が必要なため。                          | 組合員期間が20年以上ある方   | 退職共済年金の定額部分の加算時(平成21年度中に60歳となる(なった)方)については、65歳の誕生日前に「加給年金額対象者届書」を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。 | 加給年金額対象者に係る所得証明書、基礎年金番号通知書、年金証書の写しなど |
| 加給年金額対象者の60歳到達に係る調査 | 加給年金額の加算対象となる方(65歳未満の配偶者等)が60歳に到達したときに、公的年金の受給状況を確認する必要があるため。        | 配偶者に係る加給年金額が加算されている方   | 配偶者が60歳に到達した後、1～2か月後に「加給年金額対象者に係る公的年金制度加入状況申告書」を送付しますので、必要事項を記入して提出してください。                 | 加給年金額対象者が受給権をもつ年金証書の写しなど             |
| 再就職及び雇用保険の加入に係る調査   | 年金受給権者が再就職した場合に、年金の停止計算や雇用保険の被保険者情報の登録を行う必要があるため。                    | 再就職された方で共済組合に報告をされていない方、再就職による雇用保険被保険者番号の報告が必要な方                                   | 年金受給権者が再就職したことが確認できた際に、調査書類を送付します。なお、その方の現状によって、送付する書類は変わります。                              | 「雇用保険被保険者証」の写しなど                     |
| 65歳時における請求書の提出      | 65歳までの退職共済年金は特例による支給であることから、65歳になると本来の退職共済年金に変更となり、再度請求書の提出が必要となるため。 | 退職共済年金受給者で65歳になられた方  | 「退職共済年金請求書」等を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。   |                                      |

【年金受給者の方から届け出ていただく主な手続】



| 届出事由  | 何のために行うの？   | 必要な手続は？  | 必要な添付書類は？  |
|---|---|--|--|
| 氏名が変わったとき   | 共済組合からのお知らせや送金を正しく行うため。   | 「年金受給権者異動報告書」を提出してください。                          | 戸籍謄本   |
| 住所が変わったとき   |   |  | なし   |
| 受け取り金融機関の変更を希望するとき                                  |   |  | 金融機関の通帳の写し   |
| 複数の年金の受給権を得たとき                                      | 2種類以上の年金の受給権が発生した場合、年金支給に調整が必要となるときがあるため。   | 「年金受給権選択申出書」（年金の請求手続をされたところで選択の申出をする。）を提出してください。 |  |
| 再就職をしたとき  | 厚生年金や私学共済、議員共済などに加入され勤務される場合、年金支給に調整が必要となるときがあるため。  | 「年金受給権者再就職届書（他制度加入用）」を提出してください。                  | 再就職先で雇用保険法に加入されている場合は、「雇用保険被保険者証」の写し                   |
| 雇用保険の失業給付受給を希望するとき                                  | 失業給付による基本手当等を受給された場合、年金支給に調整が必要のため。また、受給が終了した場合にはその調整を解除するため。   | 「雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届出書」を提出してください。            | 「雇用保険受給資格者証」の写し  |
| 65歳到達前に、各年金法の障害等級（1.2.3級）に該当する程度の障害状態になったとき         | 一定の障害等級に該当する程度の障害状態になった場合は、届出のあった月の翌月から定額部分等が加算されるため。また、不該当となったときは、その特例を解除するため。                                       | 「障害者特例請求書・非該当届書」を提出してください。                       | 診断書又は障害に関する年金証書の写しや加給年金額対象者の戸籍謄本、基礎年金番号通知書、住民票、所得証明書など |
| 加給年金額対象者の異動があったとき（配偶者の死亡、離婚、年金受給・年金停止等又は子が養子縁組、離縁等） | 加給年金額はその対象者が一定年齢（配偶者の場合は65歳）に到達したときに失権しますが、それ以前に、左記の事項に該当した場合には、加給年金額の停止や失権処理等を行うため。また、支給停止の事由に該当しなくなったときは、停止を解除するため。 | 「加給年金額対象者異動届書」を提出してください。                         | 異動内容に応じて、戸籍謄本、年金証書の写しなど                                |
| 年金受給者が死亡したとき  | 年金受給権の失権や遺族年金の裁定等の処理を行うため。  | 「遺族共済年金決定請求書」「年金受給権消滅届書・支払未済給付請求書」を提出してください。     | 遺族の有無で提出書類が違いますので、共済組合にご確認ください。                        |



年金者連盟について

組合員の皆さんが退職され、年金を受給される場合、年金受給権者の皆さんの福利厚生や年金受給者相互の親睦に関する事業を行う「山口県市町村職員年金者連盟」という団体に加入していただくことができます。定年退職の方については、各所属所の共済事務担当課を通じて年金者連盟加入申込書及び資料を配布させていただきますので、加入について、是非ご検討ください。

## ～ 被扶養者の資格調査を終えて ～ 被扶養者の収入にご注意を!

昨年9月に行った被扶養者の資格調査は、組合員皆さまのご協力を得て、予定通り終了しました。被扶養者の資格調査を行った結果、扶養認定を何か月もさかのぼって取り消す事例が数多くみられました。

次のような場合は被扶養者としての資格を喪失しますので、該当した場合は速やかに認定取消しの手続きを行ってください。

取消しの手続きが遅れた場合は、その間に医療機関等で受診された医療費のうち、窓口負担分を除いた共済組合負担分および附加給付等をさかのぼって返還していただくことになりますので、ご注意ください。

### 【被扶養者の資格が取消しとなる主な事由】

- \* 被扶養者が就職などにより健康保険等の被保険者となったとき  
1日でも健康保険等の被保険者となられた場合は、被扶養者の資格を喪失します。
- \* 他で扶養手当等の対象となったとき
- \* 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる生計維持者でなくなったとき
- \* 恒常的な所得（収入）が130万円以上（障害を給付事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円以上）となったとき
- \* 同居が認定要件である者が別居したとき  
同居が認定要件である者とは、組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟妹以外の者です。

## 所得について

扶養認定における所得とは所得税法上の所得と同一ではありません。所得税法で認められる経費等のすべてが扶養認定において認められるわけではありません。

収入のとらえ方は暦年（1月から12月）や年度単位で期間を限定しているものではありません。被扶養者の要件を備えた日から将来に向かって得ることが予測できる恒常的な収入で考えます。また、月額や日額で判断したほうが実情に即している場合は、月額や日額で判断することがあります。

被扶養者として認定された後も、常に収入状況を確認され、被扶養者としての要件を満たしているかどうか注意してください。

### 1 給与所得

諸手当・一時金を含む、所得控除前の総収入額をいいます。ただし、通勤手当については、非課税分を除きます。

【月額基準】108,334円（130万円 ÷ 12月）

給料月額が月額基準以上の場合は、被扶養者資格を喪失します（月額基準以上の月が2か月以内であれば引き続き認定できます）。

給料月額が月額基準以内であっても、**連続する12か月**（1月～12月ではありません）の合計が130万円以上となった場合は、被扶養者の資格を喪失します。

### 2 年金収入

各種年金（遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金も含まれます）・恩給等の証書等に記載された決定年金額が認定の基準になります。被扶養者として認定された後に、改定等で年金額が変更になった場合は注意してください。

裁定通知書や支払通知書については、必ず最新のものを保管しておいてください。

### 3 事業所得等

総収入を基本としますが、扶養認定上認められた経費の実額<sup>\*1</sup>を控除した金額を、扶養認定上の収入金額とします。(所得税法上の経費とは異なる。)以下の経費以外は認められません。

確定申告書(写)・収支内訳書(写)については、資格調査の際に必要なとなりますので、必ず保管しておいてください。特に、収支内訳書(写)により経費の詳細が確認できない場合は、経費を控除することができませんので注意してください。

なお、所得税の確定申告はしていないが、市(町村)・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いになります。

#### 【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金<sup>\*2</sup>、光熱給水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、地代家賃

#### 【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料・飼料、農具費、農薬衛生費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※1 家内特例経費等については、実際にかかった経費ではありませんので、経費としてみることはできません。

※2 給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料(一人につき年額130万円以上)を支払っている場合は、その者の所得が認定基準内であっても被扶養者として認定できません。また、同居の親族に対する給料・賃金は原則として必要経費として取り扱いません。

### 4 雇用保険の基本手当

雇用保険法による失業等給付のうち、基本手当を受給した場合(基本手当日額3,612円以上)は、被扶養者の資格を喪失します。

【日額基準】3,612円(130万円 ÷ 12月 ÷ 30日)

### 5 その他の所得

上記以外にも、預貯金利息、株式配当、傷病手当金等、恒常的と認められるものについては収入に含まれます。

## 父母合算による取り扱いについて

父母等については、認定対象者に配偶者がある場合は、父母等の所得の合算額により判断します。被扶養者各々の収入が基準内であっても合算額が基準を超えていた場合は被扶養者として認定することができません。

| 区分                               | 父母いずれか(A)  | Aの配偶者(B)   | 父母の合算額<br>①+②<br>※合算基準額 | 被扶養者としての認定可否 |    |
|----------------------------------|------------|------------|-------------------------|--------------|----|
|                                  | 年間所得額<br>① | 年間所得額<br>② |                         | A            | B  |
| 父母ともに<br>60歳未満                   | 130万円未満    | 130万円未満    | 260万*円未満                | 認定           | 認定 |
|                                  | 130万円未満    | 130万円以上    | 260万*円未満                | 認定           | ×  |
|                                  | 130万円未満    | 130万円以上    | 260万*円以上                | ×            | ×  |
| 父母いずれかが<br>60歳以上<br>(60歳以上がAとする) | 180万円未満    | 130万円未満    | 265万*円未満                | 認定           | 認定 |
|                                  | 180万円未満    | 130万円以上    | 265万*円未満                | 認定           | ×  |
|                                  | 180万円以上    | 130万円未満    | 265万*円未満                | ×            | 認定 |
| 父母ともに<br>60歳以上                   | 180万円以上    | 130万円未満    | 265万*円以上                | ×            | ×  |
|                                  | 180万円未満    | 180万円未満    | 270万*円未満                | 認定           | 認定 |
|                                  | 180万円未満    | 180万円以上    | 270万*円未満                | 認定           | ×  |
|                                  | 180万円未満    | 180万円未満    | 270万*円以上                | ×            | ×  |

(注) 所得の『180万円』には、所得の全部又は一部に公的年金を含むものとする。

ご不明な点等は、所属所共済事務担当課または共済組合保険課資格係まで、お問合せください。  
共済組合 保険課 TEL(083)925-6142

## 資格係からのお願い

### 《確定申告書等の保管と収入額の確認をお願いします》

確定申告の時期がやってきました。被扶養者の中には、事業・営業・不動産・農業・漁業等の収入（以下「事業所得等」という。）がある方がいらっしゃいます。共済組合では、扶養の認定時や年に一回行っている被扶養者の資格調査で、これらの収入がある方については、確定申告書及び収支内訳書等の諸経費を確認できるものの写しを提出していただきます。

事業所得等については、扶養認定上認められた経費の実額<sup>\*1</sup>を控除した金額を扶養認定上の収入金額とします。そのため、収支内訳書等で諸経費の内容を確認する必要がありますからです。これらの書類が提出されず、諸経費等が確認できない場合は、被扶養者の資格を取り消すことがありますので、確定申告等<sup>\*2</sup>を行った際は関係書類一式の控えを必ず保管しておいてください。

また、確定申告等をされたら、被扶養者の収入が認定の基準内かを確認してください。資格調査の際に収入が認定基準を超えていることがわかると、確定申告時までさかのぼって被扶養者の資格を取り消すこととなります。

※1 所得税法上の経費とは異なります。

※2 所得税の確定申告はしていないが、市（町村）・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いになります。

### 《事業所得等と給与収入が両方ある場合の月額基準は？》

事業所得等と給与収入が両方ある場合は、確定申告をした金額を基に給与収入の月額基準を決定します。

$$\{(認定基準額) - (事業所得等)\} \div 12月 \Rightarrow \text{【月額基準】}$$

確定申告を行うことにより月額基準が定まるため、確定申告のたびに扶養認定の判定を行う月額基準額が変わります。

例) 平成20年中の農業所得が50万円ある場合のアルバイト等の月額基準は

$$(130万円 - 50万円) \div 12月 = 66,667円 \dots (A)$$

平成21年中の農業所得が80万円ある場合のアルバイト等の月額基準は

$$(130万円 - 80万円) \div 12月 = 41,667円 \dots (B)$$

この場合、平成22年に平成21年中の確定申告を行うことにより、月額基準が(A)から(B)に変わります。平成23年に平成22年中の確定申告を行うまでは(B)が月額基準となり、アルバイト等の給料月額が基準以上のとき、将来に向かって年間の収入が130万円以上になるとみなされ、被扶養者資格の喪失となります。

### 《被扶養配偶者の住所が変わった時は届が必要です》

被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の住所が変わった時は、住所変更の届である「**国民年金被保険者住所変更届**」を共済組合を通して社会保険庁に提出することになっています。「国民年金被保険者住所変更届」は共済組合の様式ではないため、共済組合のホームページには掲載していませんので、所属所の共済事務担当課でお受け取りください。

問い合わせ 所属所の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係 ☎ (083) 925-6142

## 入学貸付・修学貸付のご案内

入学・進級の時期が近づいてきました。  
共済組合では、入学・修学に必要な費用の貸付を行っています。無理のない返済計画を立てたうえで、所属所の共済事務担当課を通じてお申込みください。



**申込締切**  
**毎月20日**  
**貸付金交付**  
**翌月25日**

| 区 分                 | 入学貸付  | 修学貸付  |
|---------------------|---|---|
| 対 象 と なる 学 校        | ・国内の学校 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、各種学校<br>・外国の学校 正規の教育課程の修業年限が1年以上あり、修学するコースの修業年限が3か月以上であるもの  |   |
| 対 象 と なる 費 用        | 組員・被扶養者及び組員の子の入学に伴う<br>入学金・授業料・住宅賃貸料（修学貸付申込分を除く。）   | 組員・被扶養者及び組員の子の修学に伴う<br>入学金・授業料・住宅賃貸料（入学貸付申込分を除く。）   |
| 貸 付 額               | 一の事由ごとに、給料の6か月分（最高200万円）<br>以内で上段対象費用の範囲内   | ・一の事由ごとに1か月につき10万円以内で上段対象費用の範囲内（1年分最高120万円）<br>・修業年限を限度に単年度毎に貸付を申込む。<br>（同一事由年度内1回貸付とし、年度内分割貸付は行いません。）<br>※1月21日から3月23日（共済組合締切）までの間に申込みをすれば、新年度1年分を貸付け。4月（3月24日～3月末を含む。）以降の申込みは、申込月の翌月から当該年度の残月数分を貸付ける。（例：4月申し込みのとき、5月～翌年3月の11か月分最高110万円まで） |
| 申 込 時 期             | 当該合格通知書を受け取ったときから入学する月までの間  | 毎月（上段の※に注意）   |
| 申 込 書 に 添 付 す る 書 類 | ・合格通知書又は入学許可書<br>・入学案内書（入学金・授業料が確認できるもの）<br>・賃貸契約書（家賃分を貸付申込みするときのみ）                         | ・入学許可書（入学前の申込みのとき）又は<br>学証明書<br>・入学案内書等（入学金・授業料が確認できるもの）<br>・賃貸契約書（家賃分を貸付申込みするときのみ）   |
|                     | ・被扶養者でない子に係る申込みの場合は、組員との続柄がわかるもの（戸籍抄本又は住民票）   |   |
| 貸 付 利 率             | 変動利率 2.66～3.46%（平成22年1月1日現在の適用利率は2.66%。償還利率は、貸付債権共同<br>保全保険料の一部負担金率0.06%を上乗せして、2.72%となります。） |   |
| 償 還 方 法             | 貸付の翌月から、毎月元利均等償還  | ・修学中は、毎月利息のみ償還<br>・卒業の翌月から、毎月元利均等償還   |

### 平成22年4月に2年制の学校に入学し、貸付を利用したときの例

平成22年4月入学

入学貸付

|               |               |
|---------------|---------------|
| 最高200万円       | 入学月を過ぎると申込不可能 |
| 200万円の元金・利息償還 |               |

平成22年4月入学

平成23年4月進級

平成24年3月卒業

修学貸付

|                     |                     |                       |
|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 1年次分貸付申込<br>最高120万円 | 2年次分貸付申込<br>最高120万円 | 卒業予定年月の翌月から<br>元金償還開始 |
| 120万円の利息償還          | 240万円の利息償還          | 240万円の元金・利息償還         |

問合せ先 共済組合福祉課貸付係 ☎ (083) 925-6551

# 平成22年度の人間ドック受診者募集

## 申込方法

1月上旬に「人間ドック利用申込書」を対象者に配布しますので、期日までに所属所の共済事務担当課へご提出ください。（締切りは所属所によって異なります。）

## 助成の対象者および費用の負担割合等

| 区分   | 助成対象者<br>(平成22年度到達年齢) | 費用の負担割合 (平成22年度予定)            |                                     |
|------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
|      |                       | 共済組合助成額                       | 受診者負担額                              |
| 一泊二日 | 40歳以上の組合員             | 契約料金の6.5割<br>ただし、2万5千円を限度とする。 | ・ 共済組合助成額をこえる部分<br>・ 契約に含まれない任意検査費用 |
| 日帰り  | 30歳以上の組合員             |                               |                                     |
|      | 30歳以上の被扶養配偶者          | 契約料金の5割<br>ただし、1万5千円を限度とする。   |                                     |

## 注意事項

- ・ 任意継続組合員は対象とならないため、今年度末までに退職予定の方は申込できません。
- ・ 共済組合申込締切日以降の申込は受け付けられませんので、忘れずに手続きしてください。
- ・ 契約料金等は、利用申込書とあわせて配布する「平成22年度人間ドック健診料金等一覧表」をご覧ください。
- ・ 共済組合助成額が助成限度額をこえない場合は、その額が助成額となります。
- ・ ドックの受診結果について、健診機関から共済組合へ提供することに同意されない場合は、申込できません。
- ・ 助成対象者の年齢は平成22年度中に到達する年齢とし、該当年齢に到達しない場合は申込できません。
- ・ 在職派遣職員は助成対象となります。ただし、退職派遣者は対象とならないため申込できません。
- ・ 各健診区分に含まれる検査項目は、各健診機関によって異なる場合があります。項目等詳細については共済事務担当課へお尋ねください。
- ・ 人間ドック助成事業により共済組合および健診機関が取得した個人情報、山口県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程および各健診機関と取り交わした契約により保護されます。

## 人間ドック健診スケジュール

|           |  |
|-----------|--|
| 平成22年1月上旬 | 「平成22年度人間ドック利用申込書」等の送付（所属所の共済事務担当課あて）                      |
| //        | 各所属所・募集開始（開始日は所属所によって異なります）                                |
|           | 各所属所・申込締切（締切日は所属所によって異なります）                                |
| 2月中旬      | 共済組合への申込書提出締切（共済組合必着）                                      |
| 3月上旬      | 共済組合で申込資格審査を行った後、健診機関および所属所へ通知します。                         |
| 3月下旬以降    | 医療機関から、所属所の共済事務担当課を通じて、健診日程の調整が行われます。                      |
| 健診日決定後    | 所属所の共済事務担当課から、健診グッズおよび「受診のご案内」を交付                          |
| 健診日当日     | 組合員証（保険証）等を持参してください。共済組合助成額を除く費用については、健診日当日に健診機関に支払いとなります。 |

## 40歳以上75歳未満の組合員および被扶養配偶者の受診

特定健診の対象となる者が人間ドックを受診した場合、特定健診を受診したとみなします。

そのため、人間ドック利用申込をされた被扶養配偶者の方には特定健診受診券を発行しません。

特定健診・特定保健指導

# 平成20年度の結果を国に報告しました

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 特定健診の受診率   | 59.4% | 目標60% |
| 特定保健指導の終了者 | 0.8%  | 目標5%  |

特定健診の受診率、特定保健指導終了者の割合ともに平成20年度は目標に達することができませんでした。特定健診の結果を見ると評価対象者数（表中③）は特定健康診査対象者数（表中①）の70%に達しており、健診項目が不足していた件数が多いことがわかります。これらについてはシステム改善でチェック機能が強化されたことにより、平成21年度には受診率アップが見込める予定です。

特定保健指導については、実施機関との契約が秋にずれこんだこと、システムトラブル等により健診結果受領の遅延に伴い利用案内も遅くなったことなどから、利用者が少なかったと思われます。また、共済組合が完了報告を受けていない利用者も数名いると思われ、これらは次年度の報告に計上することとなっています。健診結果の受領から利用案内まで時間がかかることは、平成21年度においても大きな課題となっており、事務の流れを検討することとしています。

| 集計事項         |                         | 平成20年度  |
|--------------|-------------------------|---------|
| 全体事項         | ① 特定健康診査対象者数            | 14,613人 |
|              | ② 特定健康診査受診者数            | 8,679人  |
|              | 健診受診率                   | 59.4%   |
|              | ③ 評価対象者数                | 10,456人 |
| 特定保健指導に関する事項 | 特定保健指導（積極的支援）の対象者数      | 1,361人  |
|              | ④ 特定保健指導（積極的支援）の対象者の割合  | 13.0%   |
|              | 特定保健指導（積極的支援）の終了者数      | 8人      |
|              | 特定保健指導（動機付け支援）の対象者数     | 774人    |
|              | ④ 特定保健指導（動機付け支援）の対象者の割合 | 7.4%    |
|              | 特定保健指導（動機付け支援）の終了者数     | 10人     |
|              | 特定保健指導の対象者数（小計）         | 2,135人  |
|              | ⑤ 特定保健指導の終了者数（小計）       | 18人     |
|              | 特定保健指導の終了者（小計）の割合       | 0.8%    |

- ① 特定健康診査の対象となる者は、共済組合の組合員および被扶養者（任意継続組合員とその被扶養者を含む。）のうち、平成20年度に40～74歳に到達する者。（妊婦等、一定の要件に該当する者を除く。）
- ② ①のうち、特定健診の定められた項目をすべて完了した者
- ③ ②の者に加え、全ての健診は受診できなかったものの、階層化が可能な対象者も含んだ数。
- ④ 国の推計では40～74歳の発生率は積極的支援11.5%、動機付け支援13.4%
- ⑤ 特定保健指導を終了した者のうち、共済組合に11月までに報告があった者

### 平成21年度の目標は特定健診受診率70%、特定保健指導実施率15%

特定健診については、11月末の時点で約40%の方の受診データを受領しています。特定保健指導についてはご案内が遅れており、11月末に契約指導機関で利用できる特定保健指導利用券を配布しました。1月に平成21年度中に有効な利用券を追加で配布する予定としています。

共済組合ではこれからも制度のご案内や特定保健指導の方法など工夫して参りますので、平成24年度の目標値、特定健診受診率80%・特定保健指導実施率45%達成に向けて、引き続きご協力をお願いします。

当館のご宿泊とお食事、各施設入場券・乗り物乗車券がセットになったお得な宿泊パックです。

# ホテル白鳥宿泊パックプラン

宿泊利用助成券がご利用いただけます。

期間

平成22年1月4日(月)～平成22年6月30日(水)

\*ご宿泊部屋のご指定は出来ません。

\*インターネット割引との併用は出来ません。



## 堀川遊覧とレイクラインで廻る 松江名所めぐりパック

堀川遊覧船乗船券+レイクライン1口乗車券付

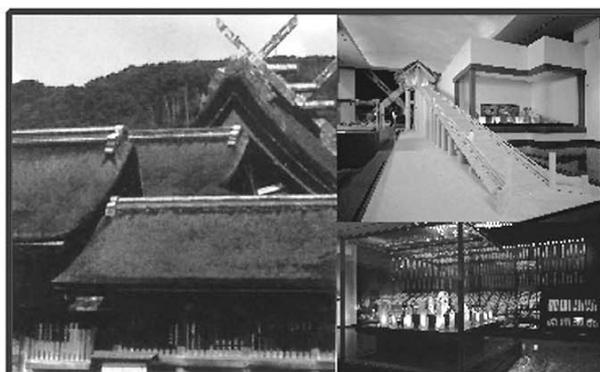
1泊2食付  
お一人様 **10,300円**  
(税・サ込)



## 松江フォーゲルパーク 宍道湖遊覧船パック

フォーゲルパーク入場券+宍道湖遊覧船乗船券付

1泊2食付  
お一人様 **11,500円**  
(税・サ込)



## 電車で行く出雲大社参拝と 古代出雲歴史博物館めぐりパック

電車往復乗車券+博物館入場券付

1泊2食付  
お一人様 **11,200円**  
(税・サ込)

ご予約・お問い合わせは

# ホテル白鳥

島根県松江市千鳥町20番地  
(0852) 21-6195  
URL.<http://www.hotel-hakucho.jp>

# ライフ山口だより

有限会社 ライフ山口

問い合わせ先

〒753-0072  
 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階  
 TEL:083-925-2128  
 FAX:083-925-2161  
 メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp

## 「遺族サポートロング等」退職後継続のご案内

「遺族サポートロング」にご加入頂くことで、現在ご加入の内容を69歳まで継続可能になりました!!

|  |           |                                     |     |
|--|-----------|-------------------------------------|-----|
| <p><b>退職後制度加入のイメージ</b></p> <p>在職中に「遺族サポートロング」に加入することで、退職後も右記の通り継続加入が可能となります。</p> | 保障内容      | 60歳(退職)                             | 69歳 |
|  | 死亡・高度障害   | 遺族サポートロング<br>※69歳まで継続可能             |     |
|  | 病気・けが(災害) | 医療保障保険<br>※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能    |     |
|  | 三大疾病      | 総合医療サポート<br>※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能  |     |
|  |           | 重病克服支援プラン<br>※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能 |     |

### 退職後継続の特徴

① 遺族サポートロングに加入することにより、退職しても69歳まで継続可能<sup>※1</sup>となります。

② 生存給付<sup>※2</sup>も併せて継続可能となります。

③ 退職後も配当金<sup>※3</sup>を受取れます。

※1 定年退職・早期退職ともに退職後継続可能です。  
 ※2 生存給付:医療保障保険・総合医療サポート・重病克服支援プラン  
 ※3 「遺族サポートプラン」「医療保障保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。「総合医療サポート」「重病克服支援プラン」には配当金はありません。

◆それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。

### 退職後継続の流れ(平成22年3月末退職の場合)



## 「一時払退職後プラン」のご案内

「一時払退職後プラン」は在職中に「遺族サポートプラン」にご加入されていた方が、ご退職後にご加入いただける制度です。<sup>※4</sup>

退職後加入のイメージ

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 保障         | 60歳(退職)   | 終身        |
| 高度障害<br>死亡 | 遺族サポートプラン | 一時払退職後プラン |

◆一時払の保険料で保障が一生続きます!!

◆無告知、無診査でご加入頂けます!!<sup>※5</sup>

3月末退職の場合、ご加入日は5月1日になります。

中途解約した場合に解約返戻金を受けとることができます。経過年数別の受取金額は記載の通りです。

例えば、60歳男女の一時払い保険料300万円の設定

| 経過年数 | 一時払退職後プラン |         | 約 385 万円 | 約 412 万円 |
|------|-----------|---------|----------|----------|
|      | 男性        | 女性      |          |          |
| 1年   | 約 298.6   | 約 298.8 |          |          |
| 2年   | 301.3     | 301.8   |          |          |
| 3年   | 304.1     | 305.0   |          |          |
| 5年   | 309.9     | 311.4   |          |          |
| 10年  | 324.0     | 327.8   |          |          |
| 20年  | 349.5     | 360.2   |          |          |

### 退職金等の資金活用に!!

※4 脱退した団体契約における被保険者期間が脱退日直前で継続して2年を超えていること  
 ※5 ア)遺族サポートプランを脱退した日から1ヶ月以内の加入であること  
 イ)申込の保険金額が、遺族サポートプラン脱退時の保険金額以下であること  
 ※6 解約返戻金の額は契約年齢、契約年数等によって異なります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下回ることがあります。  
 ※7 記載の保険金額等は、パンフレット作成時点(2007年4月2日現在)の基礎率により計算されています。実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。  
 ◆それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。

## ◆宿泊利用助成契約施設 閉館と休館等のお知らせ

| 施設名                          | 所在地 | 事由   |
|------------------------------|-----|--|
| 北海道市町村職員共済組合<br>「ホテル新定山溪ゆらら」 | 北海道 | 平成22年3月30日営業終了   |
| 秋田県市町村職員共済組合<br>「五輪荘」        | 秋田県 | 平成22年3月22日営業終了   |
| 三重県市町村職員共済組合<br>「サンペルラ志摩」    | 三重県 | ・平成22年4月1日から6月10日の間、改修工事予定<br>・平成22年4月1日から4月28日まで休館<br><br>休館期間中は、午前9時から午後6時まで、平成22年4月29日以降の予約を受付けます。          |
| 愛媛県市町村職員共済組合<br>「えひめ共済会館」    | 愛媛県 | 平成21年12月1日から平成22年5月31日まで休館<br><br>休館期間中は、午前7時30分から午後7時30分まで、平成22年6月1日以降の予約を受付けます。<br>(本年12月29日から平成22年1月3日を除く。) |

## 共済組合の電話番号のご案内 (当組合では、各課直通のダイヤルイン方式となっております。)

### 【事務局】

|     |       |              |
|-----|-------|--------------|
| 総務課 | 庶務係   | 083-925-6141 |
|     | 企画係   |              |
|     | 経理係   |              |
| 保険課 | 資格係   | 083-925-6142 |
|     | 医療保健係 |              |
| 年金課 | 年金係   | 083-925-6550 |
|     | 調査係   |              |
| 福祉課 | 福祉係   | 083-925-6551 |
|     | 貸付係   |              |
|     | 貯金係   |              |

### 【保養所】

|     |              |
|-----|--------------|
| 防長苑 | 083-922-3555 |
|-----|--------------|

### 【保健施設】

|           |              |
|-----------|--------------|
| シーサイドパレス萩 | 0838-26-6141 |
|-----------|--------------|

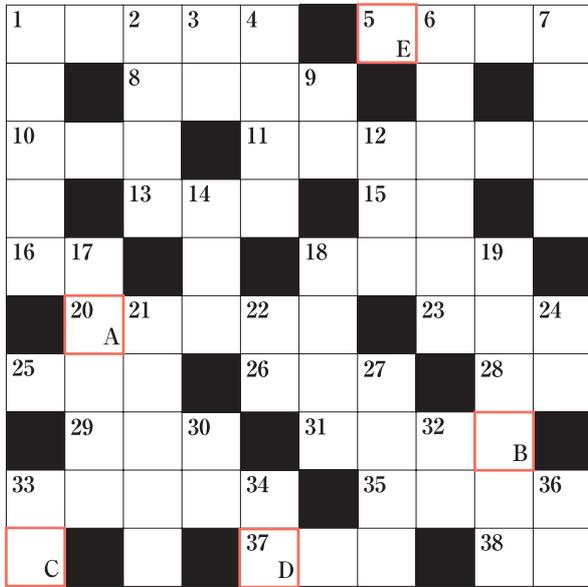
### 共済貯金送金スケジュール

|     | 共済組合締切日(必着) | 送金日      |
|-----|-------------|----------|
| 払戻し | 1月8日(金)     | 1月29日(金) |
|     | 1月25日(月)    | 2月15日(月) |
|     | 2月10日(水)    | 2月26日(金) |
|     | 2月25日(木)    | 3月15日(月) |
| 解約  | 1月8日(金)     | 1月29日(金) |
|     | 2月10日(水)    | 2月26日(金) |

### 共済組合の行事(1月~2月)

- 職員側議員協議会  
1月19日(火) 防長苑
- 理事協議会・組合会議員全員協議会  
2月17日(水) 防長苑

正解者の中から抽選で  
**10名様に**  
図書カード1,000円分を  
差し上げます。



# 頭の体操!! クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Eを順に並べてください

### ●応募方法●

ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入の上、ご応募ください。(1人1通まで)

### ●応募先●

〒753-8529  
山口県山口市大手町9-11  
山口県市町村職員共済組合  
総務課 企画係  
**FAX 083-921-1228**

### ●締め切り●

**2/5 (金) 必着**

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

### ●答え

○○○○○

### ●住所

- 電話番号
- 組合員名
- 応募者名(続柄)
- 所属所名
- 組合員証記号番号
- 共済事業に対するご意見・ご感想

## ヨキーワード

1 子どもの頃はもうう側でした。

5 「我思う、ゆえに我あり」は○○○○の言葉。

8 目隠しなどのため室内に立てるもの。

10 土地を○○○に借金する。

11 窓口から窓口へ○○○○○にされた。

13 今回の動きは、両国間の関係に○○○を打つわらいがもれません。

15 イギリスのナイトの敬称。

16 ハマチから出世します。

18 6親等内の血族と配偶者、3親等内の姻族をいいます。

20 ○○○○○が昼を知らせました。

23 彼の名声は○○○○のものとなりました。

25 この映画のラスト○○○○は印象的でした。

26 古い商家や農家にみられる土間。

28 彼は○○○が細く草食系です。

29 自転車の、腰をのせる部分。

31 刑事事件の捜査・公訴などを行います。

33 フランス最大の港湾都市。

35 惑星探査機を○○○○○操作する。

37 老舗の○○○を守る。

38 家族がくつろいで団らんを楽しむ部屋。

## タテキーワード

1 ドと、その次に高いドの音。

2 円卓をかこんで各人が取り分けて食べる、長崎の郷土料理。

3 ○○○は小をかねる。

4 猫の好物。

6 ドストエフスキーの長編小説「○○○○○○の兄弟」。

7 長年受け継がれてきた伝統文化も風前の○○○○です。

9 1兆倍のこと。

12 敵島神社や姫路城は世界○○○○。

14 ボクシングの練習に使った○○○○バッグ。

17 予行演習のこと。

18 乾○○○○は主に原木栽培によってつくられます。

19 土壌にマグネシウムを補給するための肥料。

21 小学生の通学用かばん。

22 今のパソコンの処理能力は昔に比べて○○○が違います。

24 狒犬で口を閉じたほう。

27 健康のため○○○○中です。

30 ヴェルサイユ宮殿は○○14世が建てたものです。

32 その絵に関する詩歌などを書き添えたもの。

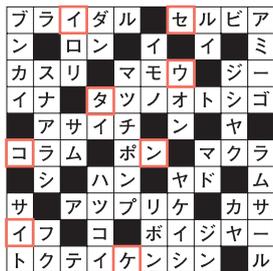
33 災害のため交通機関が○○○状態になりました。

34 周南市にある温泉。

36 寝不足で目の下に○○○が…。

**「クロスワードパズル」プレゼント当選者発表**  
応募総数 94通  
正解 94通  
抽選により当選者を決定しました。  
当選者には1月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

〈前回の答え〉セイケンコウタイ



### クロスワードパズル当選者

- 組 井美知子 (周南市)
  - 組 藤奈緒子 (山陽小野田市)
  - 組 川西順子 (下松市)
  - 組 川口麻美 (宇部市)
  - 組 井村賀江 (山口市)
  - 組 志村重光 (山陽小野田市)
  - 組 村田幸明 (岩国市)
  - 組 中山英貴 (周防大島町)
  - 組 山田凛雄 (宇部市)
  - 組 山田英貴 (下関市)
- (順不同・敬称略)

## 編集後記

みなさん、今年のご目標は決められましたか? 30代も半ばを過ぎて体力の衰えを感じるわたしは、ベタですが『運動をする』に決めました。今年も?という周囲の冷たい視線に負けず、とりあえずは犬の散歩あたりから始めようと思います。(M・H)

まだ正月気分が抜けず、仕事にエンジンがかからない状態です。また、いつもお正月に食べ過ぎ、体が重い…少し胃袋を休めて、ちょっと体を動かして、さあスタートです。(K・H)

## 組合の現況

平成21年12月15日 現在



組合員/男  
11,375人



組合員/女  
5,594人



組合員/合計  
16,969人



任意継続組合員  
463人



被扶養者/男  
7,087人



被扶養者/女  
12,268人



被扶養者/合計  
19,355人

# 旬感ダイニング

～職人の技がわかる! 旬の味～

大人お一人様(中学生以上) ¥4,000  
小学生 ¥1,500  
幼児 ¥500



●組合員様先行予約●

期間 / 1月7日(木)～  
1月9日(土)まで  
時間 / 8:00～21:00  
防長苑にて受付いたします

Shunkan Dining

2月10日(水)～2月28日(日)

18:00～20:45 (日祝日) 17:00～20:00 月曜日は休みです。

全席予約制

宿泊特典

白～木曜日 プラス 500円(朝食付)  
金土祝前日 プラス 2,000円( // )  
(宿泊利用助成券使用后)  
定員を原則とさせていただきます。

「フランス料理のタベ」

3/5(金)、3/6(土)  
2日間予定しております。

(料理)和食・洋食・中華 30種類以上 各種デザート  
(ドリンク)生ビール/日本酒/焼酎/ウイスキー/ワイン/梅酒/サワー/ソフトドリンク

ご予約・お問い合わせ

〒753-0077 山口市熊野町 4-29



防長苑

TEL 083-922-3555

防長苑 検索

## おすすめ!! 冬の特選プラン

2名様から・要予約

各所属所の共済組合事務担当者から発券されます【宿泊利用助成券】を使用すれば、

1泊2食付

(税・サ込) / お一人様 13,000円 → 10,000円

### ○見蘭牛しゃぶしゃぶ会席コース

萩ブランド『見蘭牛』のしゃぶしゃぶをメインとした  
全11品の会席料理をご用意



\*土曜・祝前日泊はプラス料金500円/1人  
\*お部屋食はプラス料金500円/1人  
\*ふくコースは5日前までにご予約ください。

■お食事のみでのご予約も承ります。

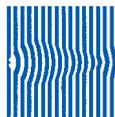


【宿泊利用助成券使用】

●ふく贅沢コース  
17,000円も  
ございます。

### ○ふく会席コース(3月末まで)

ふく会席  
一、ふくひれ酒  
一、小鉢  
一、造り  
一、虎ふく刺  
一、虎ふくちり鍋  
一、ふく唐揚げ  
一、茶碗蒸し  
一、ふく雑炊  
一、果物



山口県市町村職員共済組合 保健施設

シーサイドパレス 萩

〒758-0011 萩市椿東字北川6030-13 (JR山陰本線越ヶ浜駅前)

TEL 0838-26-6141 FAX 0838-26-6365

http://www.sp-hagi.com/